

第 4 編

総 務



平砂浦海岸とハマヒルガオ

——内 容——

- 1 特別職職員の報酬
- 2 館山市機構図
- 3 職 員
- 4 市庁舎の概要
- 5 行財政改革の推進
- 6 情報公開・個人情報保護
- 7 行政の情報化

1 特別職職員の報酬

<平成23.4.1現在>

職 名	区分	報 酬 額
市 長	月額	695,300円
副 市 長	〃	625,500円
教 育 長	〃	578,700円
監 査 委 員 識見を有するもの 議 会 選 出 者	〃	53,000円
	〃	36,000円
選挙管理委員会 委 員 長	〃	29,000円
	委 員	25,000円
教 育 委 員 会 委 員 長	〃	41,000円
	委 員	33,000円
農 業 委 員 会 会 長 代 理 委 員	〃	41,000円
	〃	37,000円
	〃	33,000円
福 祉 事 務 所 嘱 託 医	〃	44,000円
家庭相談員兼母子自立支援員	〃	102,000円
社 会 教 育 指 導 員	〃	85,000円
家 庭 教 育 指 導 員	〃	85,000円
産 業 医	〃	22,000円
嘱 託 医	〃	427,000円以内で市長が定める額
参 与	〃	165,000円以内で市長が定める額
外 国 語 指 導 助 手	〃	361,000円以内で市長が定める額
国 際 交 流 員	〃	361,000円以内で市長が定める額

上記以外で、各種審議会委員等に対しては月額報酬を、地区公民館長・学校医等に対しては年額報酬を支払うこととしています。

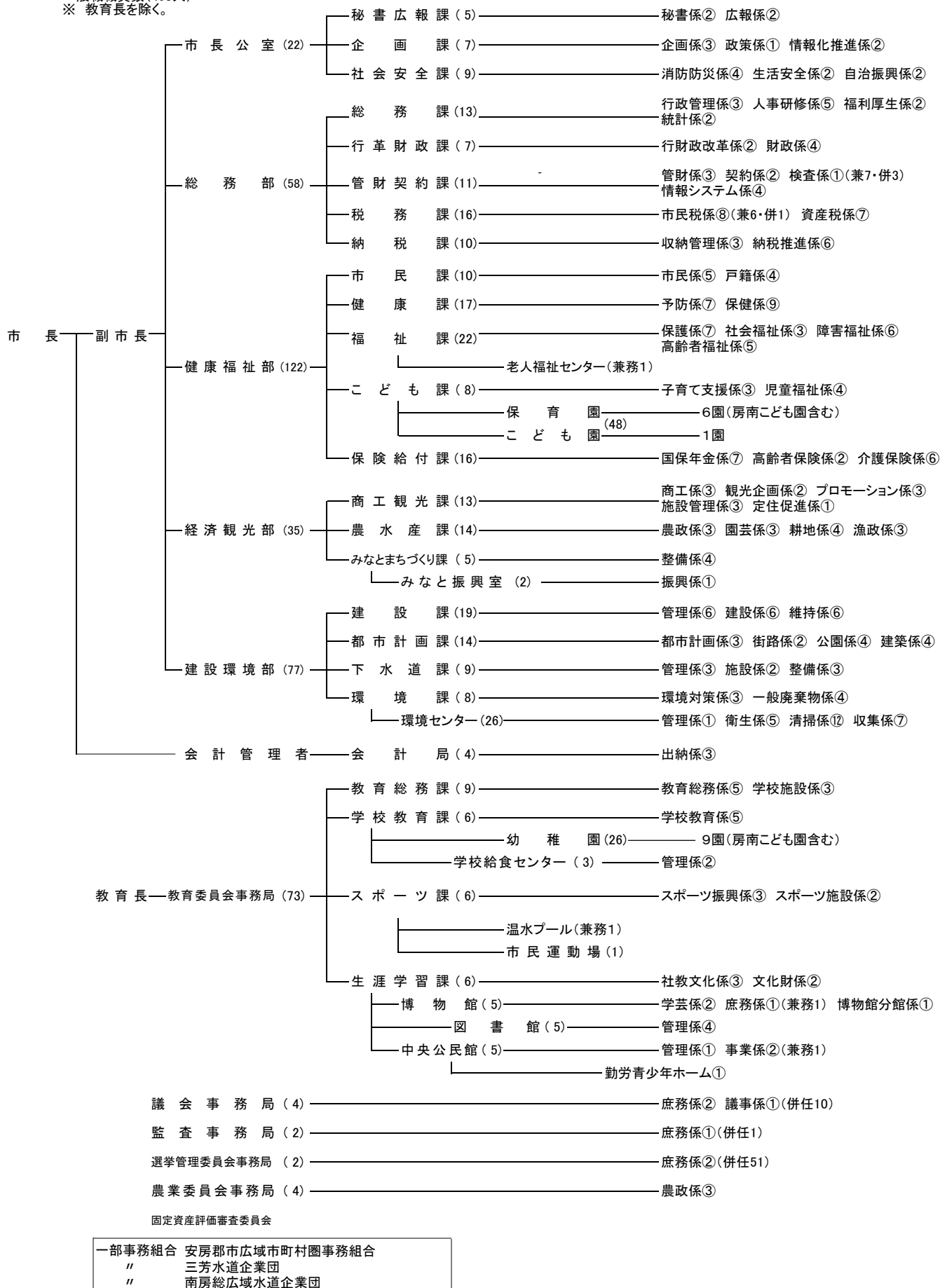
また、平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間、市長については15%、副市長及び教育長については10%、それぞれ削減している。(上記表中の額は削減後の額)

2 館山市機構図

(平成23年4月1日)

一般職職員数(403人)

※ 教育長を除く。



3 職 員

(1) 職員数

<平成23. 4. 1現在>

区 分	定 数	現 員
市 長 事 務 部 局	3 5 5 人	3 1 8 人
議 会 事 務 部 局	5 人	4 人
教 育 委 員 会 事 務 部 局	8 0 人	7 3 人
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 部 局	2 人	2 人
農 業 委 員 会 事 務 部 局	5 人	4 人
監 査 委 員 会 事 務 部 局	3 人	2 人
計	4 5 0 人	4 0 3 人

※市長，副市長，教育長，非常勤職員及び再任用短時間勤務職員を除く。

(2) 等級別職員給料

<平成23. 4. 1現在>

区分 等級	人員 (人)	給 料 月 額 (円)			平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
		最 高	最 低	平 均		
1 級	34	210,781	140,165	172,748	24.00	0.76
2 級	87	263,040	192,000	219,647	29.40	4.86
3 級	109	378,632	244,032	294,560	39.17	16.58
4 級	66	385,065	302,480	347,971	45.67	21.44
5 級	34	410,609	356,820	371,822	48.32	26.24
6 級	34	401,565	385,605	391,805	49.74	27.35
7 級	31	435,480	395,960	421,414	51.81	25.35
8 級	8	452,258	445,930	443,947	57.25	32.63
合 計	403	452,258	140,165	304,304	39.84	16.23

※当分の間，55歳以上で7級以上の職にある者は本来の給料月額から1.5%を削減している。

さらに，平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間，本来の給料月額（前段に該当する職員は削減後の給料月額）から，1級は3%，2級及び3級の一部は4%，これら以外の職員は5%を削減している。（上記表中の額は削減後の額）

(3) ラスパイレス指数

年	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
指数	101.7	99.9	97.8	100.2	101.3	101.7	101.9	97.9

(4) 初任給

<平成23. 4. 1現在>

採用区分	大学卒	短大卒	高校卒
行政職試験	173,436	153,939	140,165
その他専門職	173,436～187,016	153,939～180,226	
技能労務職	135,897～195,940	(年齢による)	

※平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間，本来の初任給額から3%を削減している。

（上記表中の額は削減後の額）

(5) 地域手当 制度なし

(6) 期末・勤勉手当

<平成23.4.1現在>

	期 末 手 当	勤 勉 手 当	合 計
6月	100分の122.5	100分の67.5	100分の190
12月	100分の137.5	100分の67.5	100分の205
計	100分の260	100分の135	100分の395

◎ 役職加算 有 2.5～10%

※ 役職加算について、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、役職加算率を2分の1に半減している。(上記役職加算率は半減後の率である)

また、当分の間、55歳以上で7級以上の職にある者の期末・勤勉手当は上記の率で算出した額から1.5%削減している。

(7) 管理職手当

<平成23.4.1現在>

職 名	支給額
行政職給料表8級の職のうち、市長公室長の職	57,100円
行政職給料表8級の職 (市長公室長及び参事の職を除く。)	47,500円
行政職給料表8級の職のうち、参事の職	42,700円
行政職給料表7級の職のうち、参事の職	44,900円
行政職給料表7級の職 (参事及び指導主事の職を除く。)	40,400円
行政職給料表6級の職のうち、こども園長、学校給食センター長、博物館長、中央公民館長及び図書館長並びに博物館分館長の職	37,600円

※平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、8級の職は10,000円、それ以外の職は5,000円を削減している。(上記表中の額は削減後の額)

また、当分の間、55歳以上で7級以上の職にある者の管理職手当は削減後の額の98.5%を支給している。

(8) 特殊勤務手当

<平成23.4.1現在>

種 類	支 給 を 受 け る 者 の 範 囲	支給 基準	金額 (円)
1 行 旅 死 亡 人 等 取 扱 手 当	行旅死亡人等取扱作業に従事した職員	1 件	1,000
2 消 毒 作 業 等 従 事 手 当	感染症の病原体に汚染された場所の消毒等処理作業に従事した職員	1 日	1,000
3 危 険 箇 所 作 業 等 従 事 手 当	貯留槽、焼却炉等酸素欠乏場所及び狭隘場所等環境が劣悪な場所の清掃作業に従事した職員	1 日	1,000
4 災 害 復 旧 作 業 等 従 事 手 当	火災、風水害等非常災害に構造物の破壊又は復旧作業に従事した職員	1 日	1,000

(9) 宿日直手当

勤務1回につき5,700円（勤務時間が5時間未満の場合は2,850円）

(10) 普通旅費

鉄道賃，船賃，航空賃，車賃	宿 泊 料	旅行雑費
路程に応じた旅客運賃，実費額を支給	1夜につき 10,900円	実費額を支給

4 市庁舎の概要

(1) 位 置 館山市北条1145番地の1ほか

(2) 敷地面積 13,989.77㎡

(3) 建物概要

		本館	議会棟	2号館
		鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
床面積	地階	441.21 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
	1階	912.84 ㎡	231.42 ㎡	211.81 ㎡
	2階	924.28 ㎡	260.76 ㎡	285.16 ㎡
	3階	894.63 ㎡	0 ㎡	259.32 ㎡
	塔屋	46.20 ㎡	0 ㎡	㎡
	合計	3219.16 ㎡	492.18 ㎡	756.29 ㎡
竣工年月日		昭和35年4月7日	昭和35年4月7日	昭和46年6月30日
工費		106,500 千円	本館に含む	61,710 千円
財源 内訳	一般財源	36,315 千円		61,710 千円
	市債	40,000 千円		
	寄付金	185 千円		
	積立金繰入	30,000 千円		
設計		(株)石本建築事務所	(株)石本建築事務所	(株)木原設計事務所
施工		(株)戸田組	(株)戸田組	渡辺建設
耐震 改修 工事	設計	(株)石本建築事務所	(株)サン建築総合事務所	(株)サン建築総合事務所
	施工	白幡興業株式会社	白幡興業株式会社	白幡興業株式会社
	実施年度	平成23,24年度（予定）	平成20,21年度	平成20,21年度

		3号館	4号館
		軽量鉄骨造	
床面積	地階	0 m ²	m ²
	1階	303.88 m ²	569.90 m ²
	2階	303.03 m ²	427.24 m ²
	3階	0 m ²	m ²
	塔屋	0 m ²	m ²
	合計	606.91 m ²	997.14 m ²
竣工年月日		平成6年9月30日	昭和43年4月25日
工費		79,752 千円	千円
財源内訳	一般財源	79,752 千円	千円
	市債		千円
	寄付金		
	積立金繰入		
設計		(有)鈴尚フリーダム設計	(株)石本建築事務所
施工		(株)計工務店	安藤建設(株)
耐震改修工事	設計		
	施工		
	実施年度		

5 行財政改革の推進

市では、継続して行政改革を進めてきたが、平成16年度の「三位一体の改革」以降、厳しい財政運営が続き、財政収支の不均衡が大きな行政課題となっている。このため、平成17年度に「行財政改革プラン」を、さらに平成20年度にそのプランを補足する「行財政改革方針」を策定し、職員数の削減を主とした「人件費の縮減」、「各種使用料・手数料の見直し」、「指定管理者制度の導入」、「未利用市有地の売却」などに取り組んできた。

現在、「幼保一元化の推進」、「各種施設の統廃合や効率的運営」、「事業仕分け（外部評価）による事務事業の見直し」などに取り組み、平成25年度決算における財政収支の均衡を目標に行財政改革を推進している。

（1）館山市行財政改革プランの取組状況（総括）

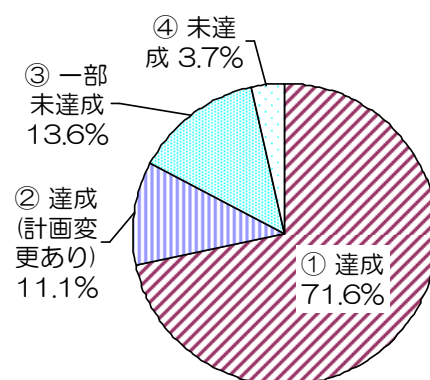
厳しい財政状況に対応し、収支バランスの回復を目指す「行財政改革プラン」の推進期間（平成17年度～平成21年度）が終わり、プランに計上する実施計画（81件の取組）について、5か年の取組状況をまとめた。

①実施計画（５か年）の達成状況

実施計画８１件の取組のうち、概ね８割にあたる６７件の取組で、計画どおり、または計画を変更して達成している。

〔目標達成状況〕

区分	件数	割合(%)
① 達成	58	71.6
② 達成(計画変更あり)	9	11.1
③ 一部未達成	11	13.6
④ 未達成	3	3.7
計	81	100.0



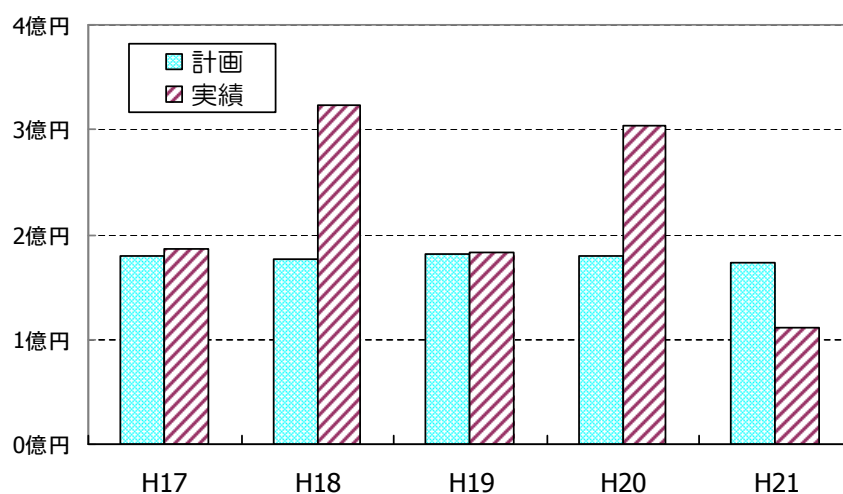
②財政効果額

８１件の取組において年度ごとに得られた財政効果額（単年度）の合計は、５か年で約１１億円となる。計画策定時に想定した効果額約８億９千万円と比較し、２億１千７百万円ほど上回る結果となった。

また、累積する財政効果額の合計は、５か年で約２６億円となる。

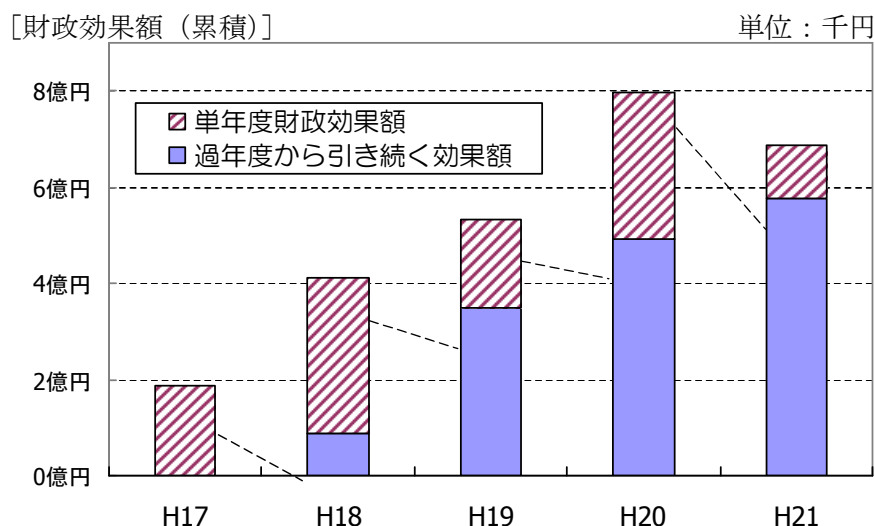
〔財政効果額（単年度）〕

単位：千円



５か年合計

	計画	実績	増減
計画	178,879	177,069	180,561
実績	185,727	323,458	183,309
増減	6,848	146,389	2,748
5か年合計	889,301	1,107,113	217,812



5 か年合計

単年度	185,727	323,458	183,309	303,182	111,437	1,107,113
過年度	0	88,275	349,665	493,803	576,417	1,508,160
累積額	185,727	411,733	532,974	796,985	687,854	2,615,273

③主な取組

財政効果額（単年度）の合計が1千万円を超える取組は12件ある。そのうち人件費の縮減に関する取組が4件あり、その他歳入増加の取組や事業内容の見直しによる取組などがある。

[財政効果額の大きな取組]

単位：千円

実施計画名	取組概要	財政効果額 (累積額)
【人件費】適正な職員の定員管理	職員数の削減。（5か年で52人を削減。）	429,957
【人件費】給与制度及び手当内容の見直し	能力や業績を重視した人事評価制度の導入や給与・手当を見直すなどの給与の適正化。	65,215
【人件費】給与の減額(H17実施済)	特別職および一般職員の給与の減額。	41,421
【人件費】時間外勤務の削減	業務応援体制の徹底と全庁的なノー残業デーによる時間外勤務の削減。	10,502
未利用市有地の売却等	利用目的のない市有地の売却。	347,336
一部事務組合の運営(広域:火葬場費、粗大ごみ処理費 三芳水道:補助金)	市が加入する安房広域市町村圏事務組合や三芳水道企業団に対し、効率的な運営を促す。	106,273
使用料・手数料の見直し	適正、公平な受益者負担とするための使用料・手数料の見直し。	24,297
下水道接続率の向上	下水道PRや接続依頼の強化による接続率の向上。	15,420
配食サービス事業の見直し	事業の実施方法や利用者負担金の見直し。	13,795
補助金の見直し	各種団体に交付する補助金の見直し。	13,553
市税収入の確保	滞納処分の強化による徴収率の向上。	11,647
各種検診内容の充実と負担の適正化	事業内容の見直しによる効果的な予算配分と受益者負担の適正化。	10,932

6 情報公開・個人情報保護

平成10年3月に館山市情報公開条例を制定し、市民に対する情報公開の総合的な推進を図っている。

平成22年度は、6件の開示請求があった。1件の開示請求で複数の公文書が開示対象となる場合があるため、6件の開示請求による対象公文書は21件あり、開示状況は全部開示18件、一部開示1件、非開示（文書不存在等）2件であった。

実施機関の決定に対して、不服がある場合に行われる異議申立ては、平成22年度はなかった。

平成16年3月、情報化の進展に対応するため、情報公開条例の改正（平成16年10月1日施行）を行った。また、平成16年6月、市職員が不正に個人情報を取り扱ったときの罰則などを規定した個人情報保護条例を制定（平成17年1月1日施行）し、個人情報の適正な取り扱いに努めている。

平成22年度は、6件の個人情報の開示請求があり、開示状況は、全部開示3件、一部開示1件、非開示（不存在等）2件であった。

7 行政の情報化

基幹系システムについては、昭和46年に汎用電子計算機を導入し、職員独自のプログラム開発により住民記録、税等大量定型業務処理等について一元的な管理・運用を行い、適用業務の拡大や事務処理の迅速化を推進してきた。しかしながら、度重なる制度改正への対応等によりシステムの老朽化・複雑化が進んだため、将来に渡る安定したシステム運用を実現を目指し、平成23年1月から民間業者のパッケージシステムによるオープンシステムに移行し、事務処理の簡素化及び効率化による住民サービスの向上に努めている。

情報系システムについては、平成11年度から12年度にかけて市内LAN及び出先部署とのネットワークを整備するとともに、平成13年度には、市内の小中学校及び社会教育施設等を、光ファイバーや無線LANによる高速回線で接続、平成15年度には情報の共有化を推進するためパソコンの職員1人1台体制を確立するなど、事務の効率化に努めている。

また、平成15年度に情報セキュリティポリシーの策定、総合行政ネットワーク（LGWAN）への接続、更に、市の情報化に取り組む際の基本的な考え方や方向性、対応施策からなる館山市情報化推進計画を平成17年度、第2期館山市情報化推進計画を平成22年度に策定など、電子自治体に対応した行政情報化を推進している。